

神奈川県知事 殿

(協議体名)
協働の新たなステージへの環境創出事業



新しい公共支援事業による支援の申請について
(新しい公共の場づくりのためのモデル事業分)

新しい公共支援事業について、以下のとおり支援を申請する。

1. 支援申請者情報(該当する□にチェック、以下同様)

(1) NPO等

(複数のNPO等が協議体の構成員の場合、本事業の主担当者となるNPO等について記載)

| | | | | |
|------------|--|-------------------------------|--|-------------------------------|
| 団体の種類 | <input checked="" type="checkbox"/> 特定非営利活動法人 | <input type="checkbox"/> 公益法人 | <input type="checkbox"/> 社会福祉法人 | <input type="checkbox"/> 学校法人 |
| | <input type="checkbox"/> 地縁組織 | <input type="checkbox"/> 協同組合 | <input type="checkbox"/> その他 (※具体的に記入) | |
| | <input type="checkbox"/> 任意団体 (法人格なし) | | | |
| 団体・組織名 | 特定非営利活動法人びーのびーの | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒222-0021横浜港北区篠原北1-2-18 | | | |
| 本件の担当者氏名 | 原 美紀 | | | |
| 電話番号 | 045 (540) 7420 | | | |
| メールアドレス | hara@kohoku-drop.com | | | |
| ホームページ | | | | |
| 団体設立年月日 | 西暦 1999 年 10 月 28 日 | | | |
| 法人設立登記年月日 | 西暦 2000 年 2 月 1 日 | | | |
| 活動目的 | 乳幼児家庭のための居場所づくり・地域子育て支援事業全般 | | | |
| 主たる活動範囲 | <input type="checkbox"/> 市区町村内 (※具体的に記入) | | <input type="checkbox"/> 都道府県内 | |
| | <input type="checkbox"/> 複数都道府県内 (※具体的に記入) | | <input type="checkbox"/> 全国 | <input type="checkbox"/> 海外 |
| 会員数(社員総数) | 113人 | | | |
| 事務局体制 | 有給常勤 0 名 有給非常勤 1 名 無給常勤及び無給非常勤 名 | | | |
| 収入総額 | 直近の事業年度 65 百万円 (西暦 2010 年 4 月 ~ 2011 年 3 月) | | | |

(2) 都道府県・市区町村

| | | |
|----------|---|---|
| 市区町村等名 | <input type="checkbox"/> 市区町村 (※具体的に記入) | <input type="checkbox"/> 都道府県 (※具体的に記入) |
| 担当者部局名 | 横浜市市民局市民活動支援課 | |
| 本申請の担当者名 | 村田 和義 | |
| 電話番号 | 045(227)7915 | |
| メールアドレス | ka00-murata@city.yokohama.jp | |

(3) 協議体

| | | | | |
|------------|-------------------------|--|-------------------------------|--|
| 構成員 | NPO等(上記(1)以外)の名称 | 特定非営利活動法人さくらザウルス、特定非営利活動法人グリーンママ、特定非営利活動法人アクションポート、よこはま一万子育てフォーラム、横浜プランナーズネットワーク | | |
| | 市区町村等(市町村名及び部局名) | <input type="checkbox"/> 市区町村 (※具体的に記入) | <input type="checkbox"/> 都道府県 | |
| | その他の団体・組織等の名称 | | | |
| 主たる事務所の所在地 | 〒222-0021横浜港北区篠原北1-2-18 | | | |
| 本件の担当者氏名 | 原 美紀 | | | |
| 電話番号 | 045 (540) 7420 | | | |
| メールアドレス | hara@kohoku-drop.com | | | |

- 代表者が定められていること。
- 実施要領第5の2の(5)の④のウの事項を定めた協議体の規約等が作成されていること。（当該規約等を添付すること
- 規約その他の規定を定めるところにより、一の手続きにつき複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みとなっており、かつその執行体制が整備されていること。

2. 支援を申請するモデル事業情報
別紙を参照。

3. 支援対象者としての要件等の確認(自己申告)

当該モデル事業は、下記の事項に該当することを申告する。

- 地域の諸課題の解決に向けた先進的な取組であり、他の地域のモデルになるものであること。
NPO等と都道府県・市区町村は、当該モデル事業の実施にあたり、多様な担い手（NPO等、企業、行政を可能な限り含み、その構成メンバーは5団体以上の参画とする。ただし、東日本大震災対応の事業の場合はこの限りでない。）が協働して、自ら地域の諸課題に当たる仕組みによる会議体（以下「会議体」という。）を立ち上げ、「新しい公共」による取組を進めるものであること。
- 事業成果が一時的なものとならないように、当該モデル事業終了後も上記の会議体を活用した取組を継続させる予定であること。

なお、当該モデル事業は、 下記に該当する。 / 下記に該当しない。

・応募した事業案件の目的・計画に沿って参加・活動する関係NPO等の活動基盤整備、寄附募集、融資利用などの人材、情報、資金、仕組み面の取組の強化等、NPO等に対する支援を主な目的の一つに含むものであること。

4. 必要とする支援額

| | |
|---------|---|
| 支援額(千円) | 8, 356千円 |
| 内訳 | (1) 人件費のために係る経費（内訳6, 103, 000円） (2) 物件費のために係る経費（内訳1, 705, 000円） (3) その他のために係る経費（内訳 548, 000円） 合計 8, 356千円 (支援額の必要な時期) 2011.10～ 2, 502千円、2012.4～ 5, 854千円) |

5. 情報開示の状況(標準開示フォーマットによる情報開示の状況及び予定)

※ 関連するNPO等（NPO等が複数の場合、本事業の中心的なNPO等及び助成を受ける予定のNPO等）について記載

- 既に開示済み (URL)
- 今後開示予定 (年 月頃開示予定)

6. 財務報告の状況

※ 関連するNPO等（NPO等が複数の場合、本事業の中心的なNPO等及び助成を受ける予定のNPO等）について記載

- 理解しやすい財務報告であることを申告する。（自己申告）
(URL)
- 今後、財務報告を改善する予定 (年 月頃まで)

7. 都道府県による情報開示及び運営委員会の評価への協力等

今後、以下の事項を誠実に実行することとする。

- ア 実施要領第4の8に基づく報告、自己評価及び運営委員会による第三者評価への協力
- イ 実施要領第4の13の(2)に基づく検査への協力
- ウ 実施要領第5の7の(2)に基づく調査への協力

8. 添付書類

- (1) 協議体が申請する場合、協議体の規約等
- (2) その他参考となる書類

支援を申請するモデル事業
(新しい公共の場づくりのためのモデル事業分)

| | |
|---------|---|
| モデル事業名 | 協働の新たなステージへの環境創造事業 |
| 分類 | <input type="checkbox"/> 一般枠 <input checked="" type="checkbox"/> NPO支援重点化枠 (該当するものにチェック) |
| 事業実施主体名 | 協働の新たなステージへの環境創造事業協議体 |
| 事業概要 | <p>公共の新しい担い手づくり、地域福祉等を市民自治によって推進する動きは旧来から増えてきているが、事業として実践していくための現在の助成のしくみには、委託か補助・助成(負担金制度を含む)の枠組みしかない状況にある。この課題に対し、過去3年間、主に実践現場に関わる横浜市域のメンバーで研究組織を創り、新しい公共をより一層推進していくために、必要な法制度の整備、事業実施の選定と評価、ふさわしい契約方式のあり方などを検証してきた。その実績をもとに、本事業では市民活動における分野を超えた、協働事業に特化した相談窓口のネットワークを構築し、様々な事例を集めつつ会議体をメインとした多様なステークホルダーによる検証の場を創り、今後の新たな公共の担い手づくりを側面からサポートできる体制づくりを目指す。と共に事例を積み上げたノウハウを他団体に継承できるサイトの立ち上げや、人材育成を行っていくことで協働事業にふさわしい関係づくりのための総合的支援ができる環境を創出する。</p> |
| 事業内容 | <p>◆背景</p> <p>①NPO等による新しい公共の進展 NPOは、行政による従来の公共サービスでは賅えない部分に課題意識を持って活動をしていくケースが多い。したがって、自らが当事者であることが多く、新しい価値観を創出し政策提言をしながら、自由に迅速に活動を行っている。継続の後、その活動が求められ広がっていくと、公費をつけて制度、施策として事業化されていくことも見受けられる。こうした循環の中で事業が生まれ、一定の成果を挙げる反面、市民発意の事業がいつの間にか1つのサービスメニューになり、支援する側、される側の構図を生み出し、享受できる事が当然のサービスとなり、市民の力を逆に削ぐような弊害に至ることも危惧される。</p> <p>②協働事業等を進める中間支援の必要性 新しい公共を進める事業としてNPOと行政による協働事業等の進展が想定されるが、協働についての定義が必ずしも整理されていないこと、現場でのコミュニケーション不足、意識のずれやバックアップ体制不足など総合的な課題が山積し、真の協働を阻害する状況が多々起きている。実際の運営形態には委託か補助(補助に負担金も含む)形式しか存在しないことも、ひいては事業実施の際、請負意識になり、受身にならざるを得ない構図をはらんでいることなども挙げられる。市民の力が成熟期に入り、本来の自治を自主的に創り出し、継続していく力を担保していくための課題解決力をもった中間支援機能の確立。</p> <p>③NPOと行政による協働の創造 これまでの実践的な積み重ねを通して見ると、理念としての協働のあり方を常に問い直しつつ、協働の実質を実務面でも創造する時期を迎えていると認識している。「協働」の盛り上がりがあるまま地域課題の解決にまで寄与しているかどうか、かつNPO側のノウハウの継承がどのくらいなされているのかなどを問題意識として掲げ、今この時期だからこそ一度実態に即して実証してみる必要がある。</p> <p>◆目的</p> <p>①協働事業にまつわるNPO側の分野ごとの取り組み、先進事例を学びあい活かしあうステークホルダーを構築し、公共支援事業の担い手として成熟してきた実践者のノウハウを持ち寄り、検証し、発信していく。 ②①を検証していく中で浮上してくる契約行為、対等性の担保に必要な制度設計に向けた具体的方策の提案を行う。 ③社会的課題に向けて、新たな視点、当事者の視点で事業に取り組み、持続可能な主体としてNPOが本来持っている価値を表現し、自立的な市民運営、地域運営に繋げるために、その契約手法や会計手法、評価法のモデルを創出し、協働の新たなステージへの環境づくりとする。</p> <p>◆内容</p> <p>1年目(平成23年度) 【NPO民間ネットワーク型の相談窓口を設置し、具体的な解決策を模索する年】</p> <p>1. 協働についての相談窓口の設置 「協働」についての課題を受け止め、協働の考え方や取組みを広めていく相談窓口をNPOが主体となって設置する。この窓口は、単なる窓口にとどめることなく、「相談される内容を、相手に寄り添って、一緒に解決していく」ことを大きな特徴とするものである。「協働」における課題は分野ごとの特性や、組む相手方によっても異なってくるので、一か所の相談窓口だけでは解決できないこともある。そこで、相談窓口は中間支援組織だけでなく、分野、地域別に複数箇所設け、相談しやすい環境をつくるのと同時に、多くの分野のネットワークを組み、経験と知恵を出し合って、相手とともに課題を解決していく。</p> <p>現在検討している相談窓口は、①横浜プランナーズネットワーク(地域まちづくり) ②アクションポート横浜(中間支援) ③びーのびーの(子育て支援、地域子育て支援拠点) ④さくらザウルス(子育て支援、プレーパーク) ⑤グリーンママ(子育て支援、地域子育て支援拠点) ⑥さわやか港南(高齢者生活支援) ⑦バクハウス(川を活かしたまちづくり環境)などはじめ、芸術文化、教育関係など今後、多方面にわたり参画を呼びかけ会議体としてネットワークを構築していく予定。</p> <p>2. ケース会議による情報の収集と解決策の模索、提示 「相談」はすぐ回答が出るものもあるが、即答が難しい内容も考えられる。ネットワークの相談窓口が定期的に集まり、即答が難しいケースを持ち寄り、「ケース会議」を開く。その際には、必要に応じて、法律・都市計画・マネジメント・社会保険労務などの専門家や研究者(大学の院生・教員等)なども招き、ベストアンサーを探り、最終的にその結果を相談者と共有しながらよりよい方向性を模索する。</p> <p>基本的には「相談は断らない」「たらいまわしにしない」「最後まで付き合う」ことを基本に、ケース会議でベストアンサーが得られるまで議論する。相談者には、相談された窓口が責任をもって寄り添い、場合によっては協働の相手方の交渉の場にも同席するなど、継続的なコーディネートに心がけるのが眼目となる。これらの実状を専用サイトを立ち上げ、以後、ネットでも気軽にアクセスできる環境を創る。</p> |

| | | |
|------------------|--|----------|
| | <p>2年目(平成24年度) 【研修会やメルマガ・提言シンポ等により協働を広く情報発信し普及・提言する年】 前年度に引き続き、相談窓口と事例によるケーススタディは行いつつ、以下の事業を展開する。</p> <p>1. 協働研修会の開催 相談窓口とその後のケース会議で得られた知見などを多くの人たちと共有するために、協働に関心のある人向けの研修会を広く開催する。 そのテーマとしては、協働事業の企画・実施のノウハウ(横浜コードの活かし方)、協働を進めるための制度・事業メニュー、公認会計士による経費の見積り方式等の考え方(フルコスト・リカバリー等)、協働を担保する契約方法(補助・助成、負担金、委託等)などが考えられる。 研修の対象者としては、当事者であるNPO(法人)はもちろん、自治会・町内会等の地域組織、社会貢献に取り組んだり関心のある企業、公共の施策や事業を展開する行政などが想定される。横浜市は、職員向けに協働の考え方や事業を推進するための職員研修を実施しているが、ここで想定する研修は、できれば協働事業を実施する複数当事者(例えばNPO法人与行政、NPO法人与大学関係者・学生等)と一緒に参加し、相互の立場や意識のずれ等を体感できるような工夫を講じて実施する。前年度から基盤を創ってきているネットワーク型相談機関(前述の各団体)と共同企画、運営できるよう実践していく。 なお、平成23年度は、試行として、横浜市内のNPOと行政が合同で1回開催するものとし、その成果を踏まえて、平成24年度には2～3回の開催をめざす。</p> <p>2. 協働についてのデータベース構築と情報発信 「新しい協働を考える会」がこれまで提案してきた「協働契約モデル」、あるいはくびき野市の「協働型委託契約」など、これまでストックされた情報はもちろん、協働事業制度や協働契約についての情報を県内市町村等から広く収集し、ウェブサイトで情報を分かりやすく掲載するほか、メルマガジン等の形で発信する。 また、これまでの情報ストックに加えて、ケース会議で得られた事例などについても、「よくある協働課題」といったテーマで、ウェブサイトに掲載し、困った時の知恵袋的な使い方が出来るようにする。これらが結果的には「協働についてのデータベース」となる。</p> <p>3. 「協働コーディネーター」(仮称)的機能の位置づけと仕組みの検討 協働をすすめるための基礎的なスキルは、協働研修会を通して体系的に学べるが、相談対応とケース会議、その後のコーディネートという連の実践的な作業を行う中で、「協働」をコーディネートできる人材の育成が期待されている。主に甲と乙のような2者関係だけでなく、その枠組みを広げたり、先進事例を紹介したりするなど、第三者立場でスキルを身に付けた「協働コーディネーター」(仮称)的人材を増やすのが協働を進めるために大事になるが、上記1～4の取組みを通して、「協働コーディネーター」的人材を増やしていくための仕組みづくりについて検討する。 この仕組みは、協働に関わる制度や法律等の仕組みについてある程度の知識をもち、実践的なスキルを身につけているかどうか問われるが、協働についての深い見識をもつ法律の専門家や都市計画の専門家などを増やしていくことも重要であり、協働により築かれる新しい公共を実現するためには、欠かせない。 そのためには、できるだけケース会議とその後のフォローアップについては、弁護士や社会保険労務士といった専門家に広く呼び掛け、議論の輪を広げていくものとする。</p> <p>4. 最終提言シンポジウムの開催 1年半の集大成および過去数年間の研究成果を持ち寄り、具体的な事業運営にどの程度活かされてきたかの検証をしつつ、全国的に先駆けたネットワーク型の解決手法および契約の雛型の汎用性、協働コーディネーターの必要性などを確認し、新しい公共の担い手づくり、基盤整備に必要なメニューの提示と今後の課題などを確認しあう。</p> <p>全体を通して 1) 事務局体制の構築及び推進のためのネットワークの強化 2) 具体的事例 横浜市地域子育て支援拠点事業でのモデル契約の推進 対等なパートナーシップにふさわしい契約形態の具体的検討 3) 定期的な協議体とネットワーク型相談窓口を担う各機関、団体との「会議体」の開催</p> | |
| 事業内容 | <p>・テーマ型の中間支援的機能の構築</p> <p>・相談、模索、検証などの実践的な取り組みを共同実施</p> <p>・専門コンサルティング、アドバイスへの対応</p> <p>・勉強会、報告会、シンポジウムの共同開催</p> <p>・市域での具体的仕組みづくり、モデル契約時の推進と普及の共同実施</p> <p>・定期的事務局会議などを開催し、進捗管理と企画などを実施</p> | |
| 支援額/全体事業費 | 8,356 千円 / | 8,356 千円 |
| 事業期間 | 西暦 2011 年 12 月 ～ 2013 年 3 月頃まで | |